

## 役員候補者選考委員会運営規則

(総則)

**第1条** 公益財団法人大阪府スポーツ協会（以下「本会」という。）評議員及び役員選任規則第2条の2の規定により設置した役員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

**第2条** 委員会は、評議員会において、理事会が推薦しようとする理事候補者及び監事候補者（以下「候補者」という。）の選考に関わる次の事項を協議する。

- (1) 候補者の選考に関わる基本的な考え方に関すること。
- (2) 候補者の推挙、審議及び選考に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(委員)

**第3条** 委員会の委員（以下「委員」という。）は、本会理事、本会評議員及び外部有識者の若干名で構成し、理事会の承認を得て選任し、会長が委嘱する。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から開始し、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統轄する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

**第6条** 委員会は、必要に応じて委員長が招集して、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数により決定する。

(規則の変更)

**第7条** この規則は、理事会の決議により変更することができる。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか必要な事項は委員会において定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年度定時評議員会の終結の日の翌日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度定時評議員会で選任された役員の辞任等に伴う補欠候補者の選考については、なお従前の例による。